

市民参加懇談会について
－活動の目的と内容のご説明－

原子力委員会
市民参加懇談会

原子力委員会は、原子力基本法において、設置することが定められています。その目的は、原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行するとともに、原子力行政の民主的な運営を図ることにあります。また、原子力委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する事項について企画し、審議し、及び決定することが任務として定められています。これに基づき、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」も策定されています。

市民参加懇談会設置の趣旨

「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（平成12年11月24日原子力委員会決定）では、原子力政策は、国民・社会との関係をこれまで以上に重視し、国民の信頼、立地地域との共生などを大前提として進めていかなければならないことを指摘しています。

しかしながら、同計画決定後に、原子力政策を取り巻く状況は一層厳しさを増しており、あらためて、国民・社会との信頼関係を再構築するための努力が強く求められています。

そこで、原子力政策の策定プロセスにおける市民参加の拡大を図り、原子力政策に対する国民との信頼関係を確立するための方策を検討します。このような目的を果たすために、市民参加懇談会を設置しました。

各々の活動の目的と内容

（1）「市民参加懇談会」コアメンバー会議

学識経験者、ジャーナリスト、オピニオンリーダー等、多様な立場の方々から選定された専門委員をメンバーとした、『「市民参加懇談会」コアメンバー会議』を設置します。会議においては、地域での懇談会をどのように開催していくか、といったことをはじめ、原子力政策策定への市民参加の拡大を目指した、さまざまな方策について企画・検討していきます。

（2）地域での懇談会開催

原子力政策における合意形成のあり方の一つとして、政策の策定プロセスや原子力行政について、直接市民の方々のご意見をうかがい（広聴）、それを政策策定の場に直接報告していくこと（フィードバック）、さらにこれらを繰り返していくことが重要であるとの認識の下、「市民との懇談会」を開催していきます。

懇談会の開催にあたっては、広く市民の方々からご意見をうかがう「広聴」を目的とし、

会の開催日、会場、進行の仕方、テーマ、参加者等についても、開催地域の方々と共にアイデアを出し合い、ご相談しながら進めていきたいと考えています。

また、懇談会は、できるだけ多くの方々の「ご意見をうかがう場」であり、コアメンバーは、市民の方々からのご意見・ご提言に耳を傾け、適切な判断によって、その結果を原子力委員会に報告・提案いたします。